

「小児慢性特定疾病医療受給者証」に関する重要なお知らせ

- ◎和歌山県が交付した受給者証が、令和5年1月1日から、受給者証に記載がない指定医療機関でも使用できるようになります。
- ◎令和5年1月1日以降に利用する指定医療機関について、受給者証に追加するための変更申請は不要となります。

- ・「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」であれば、全国どこの病院・診療所・薬局・訪問看護ステーションであっても、受給者証を使用できます。
(※ただし、受給者証に記載された疾病名に係る保険診療に限ります。)
- ・令和5年1月1日以降に交付する受給者証は、「受診指定医療機関」欄に「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」と記載し、個別の医療機関は記載しないこととします。

■追加したい指定医療機関がある方へ（※令和4年12月31日までの交付分）

- ・利用したい医療機関・薬局・訪問看護ステーションで、この案内文書をご提示いただきますようお願いいたします。
(この案内文書が受給者証への追記等の手続きは不要であることを証明する書類となります。)

《留意事項》

- ・令和5年1月1日以降に交付する受給者証から、順次新たな受給者証へ移行します。
- ・複数の指定医療機関が記載されている受給者証（※令和4年12月31日までの交付分）についても取扱いは同様（令和5年1月1日以降交付分）とし、「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」であれば全国どこでも使用できます。
- ・和歌山県知事以外が発行する受給者証については、各都道府県又は指定都市・中核市によって取扱いが異なります。特に転居される場合はご注意ください。

【お問い合わせ先】和歌山県 福祉保健部 健康推進課 小児慢性特定疾病係
TEL 073-441-2642（内線2648）
又は 最寄りの保健所までお問い合わせください。

医療機関追加申請が不要となります

今までは、受給者証に記載のない医療機関を受診する場合、医療機関追加申請（変更申請）が必要でしたが、令和5年1月1日以降は医療機関追加申請（変更申請）が不要となります。

受給者証の表記が変わります

令和5年1月1日以降に交付する小児慢性特定疾病医療受給者証については、受給者証の表記が以下の通り変更となります。なお、**旧表記の小児慢性特定疾病医療受給者証でも受診可能です。**

現受給者証 B6サイズ
(令和4年12月31日までの交付分)

新受給者証 B7サイズ
(令和5年1月1日以降交付分)

別記様式第4号(第1面)

小児慢性特定疾病医療受給者証			
公費負担者番号			
受給者番号			
受診者	居住地		
	氏名		
	生年月日	性別	
保護者	居住地		
	氏名	続柄	
有効期間			
自己負担上限月額			
疾病名(番号)			
特記事項			
年 月 日 認定			
和歌山県知事 ○○ ○○			

別記様式第4号(第2面)

受診指定医療機関	名称及び所在地	
	名称及び所在地	
年 月 日 認定		
和歌山県知事 ○○ ○○		



小児慢性特定疾病医療受給者証

受診指定医療機関	児童福祉法に基づき指定された指定医療機関		
公費負担者番号			
受給者番号			
受診者	氏名		
	生年月日		
	居住地		
保護者	氏名	続柄	
	居住地		
保険者			
被保険者証の記号・番号	適用区分		
有効期間			
負担特例	自己負担上限月額	入院時食事療養費 自己負担	
	高額長期	重症認定	人工呼吸器等 同一世帯
疾病名(番号)			
特記事項			
年 月 日 認定			
和歌山県知事 ○○ ○○			